

	カテゴリ			授業	人			行動	施設	
現在の感染拡大警戒レベル	感染拡大警戒レベル(※1)	拡大局面	収束局面	授業	学生	教員	職員	学外者の訪問	課外活動等の実施	学外への施設の貸出(※3)
	I		経過観察期	個人の基本的感染防止策(マスク着用、三密回避、黙食等)や換気の励行を条件として、通常どおりとする。 ただし、必要に応じて別途、感染防止対策を要請することがある。						
	II	流行再発期		対面授業を基本とし、受講人数等により遠隔授業も行う。	感染防止対策を十分に施した上で、学内施設への入館を認める。	感染防止対策を十分に施した上で学内での勤務を認める。	時差出勤等の就業配慮制度を運用した上で、通常勤務を要請する。	感染対策を十分に施している者に限り、認める。	感染対策基準(※2)を踏まえた活動計画を提出し、許可された団体に限り、活動を認める。	貸出先が感染対策基準(※2)を満たすことを条件に貸出を認める。
	III	流行拡大期		対面授業と遠隔授業を組み合わせる。	感染防止対策を十分に施した上で、学内施設への入館を認めるが、状況に応じて制限する。			業務上必要性が高く、感染対策を十分に施している者に限り、認める。	感染対策基準(※2)を踏まえた活動計画を提出し、許可された団体に限り、活動を認めるが、状況に応じて禁止する。	貸出先が感染対策基準(※2)を満たすことを条件に貸出を認めるが、状況に応じて取消しを求める。
	IV	蔓延警戒期		原則、遠隔授業とするが、対面授業を実施する必要性が高い場合に限り、これを認める。	大学が認める活動等に関わる学生に限り、学内施設への入館を認める。	学内にて教育・研究活動を行う必要性が高い場合に限り、学内での勤務を認める。	原則、交代制による勤務を要請する。	原則、禁止する。	原則、禁止する。	原則、禁止する。
	V	蔓延期		全てを遠隔授業で実施する。	学内施設への入館を禁止する。	学内での勤務を禁止する。	原則、事務室での勤務を禁止する。	禁止する。	禁止する。	禁止する。

(※1) 以下の表を目安とし、福岡市及びその周辺地域や本学における感染状況、学年暦等を総合的に判断してレベルを設定する。

感染拡大警戒レベル	判断の参考とする状況	福岡県の病床利用率
レベルⅠ	新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について、セルフケア中心の感染防止対策のみで対応できると判断できる状況	0～30%
レベルⅡ	福岡県に「福岡オミクロン警報」が発令されている状況	30～50%
レベルⅢ	福岡県に「医療ひっ迫防止対策強化宣言」が発令されている状況	50～80%
レベルⅣ	福岡県に「医療非常事態宣言」が発令されている状況	80～95%
レベルⅤ	福岡県に危機的な医療崩壊が発生またはその恐れがある状況	95%以上

(※2) 感染対策基準は別に定め、各部署に備え置く。

(※3) 貸出の新規の受付にあたっては、レベルに関わらず、感染拡大に伴うレベル変更により貸し出しできなくなる可能性もありうる旨を伝えた上で、了承した場合に限り、受付を(共通) 各レベルにおけるBCPIに基づく業務は、別途考慮することとする。